

# なくそう！官製ワーキングプア北海道集会の開催と、 札幌市の公契約に関する調査・研究の取りまとめ ——2019年8,9月の北海道センターの活動

川村 雅則

## ◆第3回なくそう！官製ワーキングプア北海道集会を開催

全国の各自治体で、新たな非正規公務員制度である会計年度任用職員制度の導入が2020年4月に迫るなか、上記の集会を北海学園大学にて8月20日に開催した（第1回集会是2016年2月に、第2回集会是2018年2月に、やはり北海学園大学にて、それぞれ開催）。過去2回の集会と同じく実行委員会方式を採用し、主催者は、北海道センターも加盟する「札幌市公契約条約の制定を求める会」を中心とする諸団体で構成した。集会の詳細は、正木（2019）や、これからまとめる報告書などをご覧ください。ここでは、本企画で感じたこと——なかでも、自治体労働組合とはもちろんであるが、自治体議員との連携・共同もまた重要であることを述べておきたい。

当日は集会に先立って、自治体議員を主な対象に想定したプレ企画——「どうなる!?あなたのマチの新たな非正規公務員制度（会計年度任用職員制度に関する情報交流会）」を行った。会計年度任用職員制度の現時点での情報を各自治体議員らが持ち寄った同企画では、そもそもの制度を理解する作業から始まり、さらには、お互いの自治体の現行制度や新たな制度の構想案の比較や、制度設計に際して留意すべきことの確認など、盛況のうちに終わった。

民間労働者にも少なからぬ影響が及ぶことを踏まえると、労使協議と議会審議を経て制度内

容が決まってしまう前に、本来であれば、各種の情報や制度構想の素案が住民に提供され、労使にとどまらぬ幅広い関係者によって議論がなされる必要があると思う。しかし実際には、「労使間で協議中なので」、「議員に説明中なので」などの理由で情報提供は拒まれ、議会に上程さ



各地の自治体議員が情報を持ち寄ったプレ企画



当事者・自治体議員・弁護士・労組・研究者ら  
多彩な顔ぶれで恒例の記念写真

れた時点でその内容を知ることができればまだよいほうである<sup>1</sup>。実際筆者も、幾つかの自治体に問い合わせを行ったが、成果は芳しくなかった。

議会に上程された時点では、その内容は労使ですでに妥結されているという事情もあって、手遅れ感がある。日常的に議員との間で問題意識や情報を交流・交換しておく必要がある。

公契約運動に取り組むなかでも感じることであるが、住民福祉の増進に関わる多様な課題に取り組まなければならない自治体議員にとって、我々が深い関心をもつテーマが身近なわけでは必ずしもない。とくに入札・契約制度や非正規公務員制度は複雑である。役立つ情報の意識的な提供を心がけたい。

#### ◆拙稿「公契約条例に関する調査・研究(Ⅲ)」を取りまとめ

公契約条例の制定を軸とする公契約の適正化運動を進めるためには、その基礎的な作業ともいえる、公契約に関する当該自治体の取り組みや自治体が保有する各種の情報を整理する必要がある。そう考え、札幌市のそれを今回取りまとめた。

論文では、第一に、労働者保護・労働条件の適正化を公契約の領域で実現するためのルールがどの程度整備されているかを整理した。そもそも公契約の領域は、入札制度やダンピング等によって働く者に諸問題が発生しやすい領域である。公契約条例が制定されていなくとも、どんなルールが札幌市には整備されているかを整理した。

第二に、札幌市が発注する各種事業（建設工事、委託業務、指定管理者施設、物品購入等）の全体像を整理した。公契約条例の対象となるべきこれらが総体としてどれだけの規模であるのか把握・整理しておくことは有益な作業であると思う。

第三に、札幌市が発注する各種の事業の賃金

情報を整理した。

ここでの賃金情報とは大きく2点に分かれる。1つは、現場での実際の支払い賃金情報である。内容や項目に課題はあるものの、札幌市が行っている調査の結果を整理した。もう1つは、本誌第176号（2017年11月号）から8回にわたる連載で扱ってきた、予定価格・人件費の積算時に使われる、当該事業で働く者の賃金算出根拠に関する情報である。これは、現場に行かずとも収集できる情報であり、なおかつ、現場の支払い賃金を規定するという意味でも、我々がもっと関心をもつべき情報である。

以上のとおり、本誌等でこれまでに書き散らかしてきたものを整理した論文である。ちなみに、「公契約条例に関する調査・研究(Ⅰ)」では野田市を、「同(Ⅱ)」では川崎市を取り上げている。今回の「同(Ⅲ)」は、条例が制定されたこれら自治体の経験等にも学んでいる。あわせて参照されたい。

本誌が発行される頃には、筆者の研究室のウェブサイト<sup>2</sup>にも拙稿はアップロードされている予定である。筆者が取り上げた札幌市を読者のみなさん自身が関心を持つ自治体に置き換えて、情報の収集・整理が各地で進むことを願っている。

(かわむらまさのり 北海学園大学教授)

1 その点では、情報を事前に提供して下さった札幌市と労働組合には深く感謝している。札幌市労連のご協力でもとめた川村(2019)を参照。

2 <http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index>

(参考文献)

川村雅則 「札幌市における臨時・非常勤職員制度の現状と会計年度任用職員制度の現時点での構想案」『北海道自治研究』第606号(2019年7月号)

正木浩司 「(TOPIC) 施行迫る会計年度任用職員制度をテーマに第3回なくそう!官製ワーキングプア北海道集会」『北海道自治研究』第608号(2019年9月号)